

公の施設の指定管理者制度について

■指定管理者の決定について

上板町ファミリースポーツ公園の指定管理者は、平成27年12月18日（金）の平成27年第4回上板町議会定例会において「指定管理者の指定」の議決を経て決定されました。

公の施設名	指定管理者の団体名及び住所
上板町ファミリースポーツ公園	株式会社ハッピー 代表取締役社長 中山昌作
	----- 徳島県徳島市金沢1丁目2-18

【指定期間】

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）